

## 9 身近な犯罪がなく安心してくらせる地域づくり

〔警察本部〕

### 1 プロジェクトの概要

県民の身近なところで発生している、路上強盗、ひったくりなどの街頭犯罪や空き巣などの侵入犯罪を減少させ、県民が安心して生活することができるよう、警察官によるパトロールや取締りの強化と、地域総ぐるみの防犯活動の活性化などに取り組んできました。



青色回転灯を装備した自動車<sup>※1</sup>による  
自主防犯パトロール

※1 青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することについて、国土交通省が道路運送車両の保安基準を改正し、「自主防犯活動自動車には青色防犯灯を備えることができる」との条文を追加したことから、2006年7月1日から、これまで1台ごとに実施していた地方運輸局の基準緩和認定手続きが省略され、青色防犯パトロールの早期開始が可能となりました。

※2 NPO

Non-Profit Organization (民間非営利団体) の略。この白書では、「ボランティア活動を行う特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)及び法人格を持たない団体」をいいます。

### 2 3年間の取組みの概要

身近な犯罪がなく、安心してくらせる地域づくりのため、空き交番の解消、警察官による声かけやパトロールなどの街頭活動の強化、主要な繁華街・歓楽街における環境浄化や取締りの強化に取り組むとともに、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、安全で安心なまちづくりを進めるための体制の整備や支援の構築をはじめ、スーパー防犯灯の設置などによる公共施設・空間などにおける防犯性の向上に努めました。また、自主防犯活動の促進を多角的に支援し、県民に対する地域安全情報の積極的な提供を行いました。

### 3 2006年度の取組み

- 県民に身近な犯罪の検挙活動の強化 として、街頭犯罪等抑止総合対策を推進し、県民の身近なところで発生している路上強盗、ひったくりなどの街頭犯罪や空き巣などの侵入犯罪の発生抑止と徹底検挙に取り組んだほか、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生と犯罪組織を壊滅に追い込むための総合対策を推進し、県内の主要な歓楽街の環境浄化に取り組みました。また、交番相談員を増員し全交番に配置したことによる空き交番の解消や幸警察署の新築工事など、「地域に密着した活動を行う体制を整備」し、声かけやパトロールなどの街頭活動を強化しました。
- 自治会、学校、NPO<sup>※2</sup>等の自主防犯活動への支援 として、地域において市区町村、警察署、団体等が連携して安全・安心まちづくりを推進するための「地域推進協議会」の設置を促進するとともに、防犯活動中の事故により負傷した場合などに給付金を支給する事故給付金制度や、自主的な防犯活動(パトロール等)を始める団体への補助制度の活用促進に努めました。また、くらし安全指導員及び警察職員による防犯教室の開催や、神奈川県犯罪に強いまちづくり協働モデル事業で選定したモデル地区での地域の安全点検や防犯診断による「犯罪に強いまちづくりビジョン」構築など、子どもと地域の安全を願う県民による自主的な活動の発展を多角的に支援しました。このような取組みにより、県内から2団体が内閣総理大臣表彰を受けるなどの成果を上げました。
- 犯罪の発生状況や防犯情報などの地域安全情報の積極的な提供 として、各警察署のホームページを立ち上げ、子どもの安全に関する情報を小学校別に登載するなど、より地域に密着した地域安全情報を提供しました。また、スクール・ポリスネットなど、電子メールを活用した安全情報発信先の登録数を増やし、タイムリーな情報提供を進めました。さらに、自治会やボランティア団体との連携を強化し、犯罪の発生実態に応じた防犯パトロールを引き続き推進しました。

#### \*県民ニーズ・意見などへの対応\*

「無人の交番が多くあるが、人員増の配備は考えられないのか」というご意見をいただきました。空き交番の解消を図るために、交番の警察官を増員するとともに、この3年間で交番相談員を大幅に増員し、県内すべての交番に配備するなど、交番機能の強化を図りました。

#### こちらをご覧ください

##### 神奈川県警察ホームページ

☞ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/index.htm>

##### 神奈川県安全・安心まちづくりホームページ

☞ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/anzennindex.htm>

##### 街頭犯罪等発生マップ

☞ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/map/crime/html/mesd0801.htm>

### ●目標の達成状況●

### 4 3年間の評価

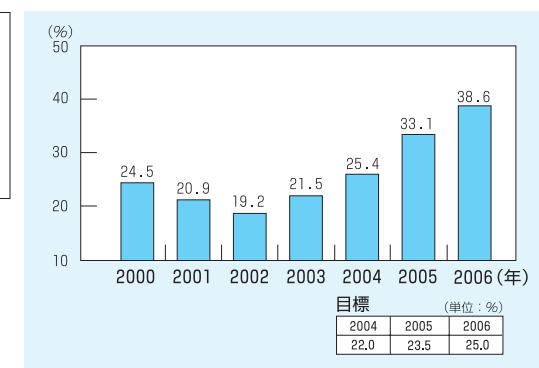
目標を達成しました 😊😊

#### 〔目標〕刑法犯検挙率(単年度)\*

刑法犯検挙率とは、刑法犯認知件数に対する刑法犯検挙件数の割合です。  
県警察では、2003年を治安回復元年と位置づけ、刑法犯検挙率を2006年までに2000年の水準(24.5%)に回復させることとして、2006年の目標値を25.0%と設定しました。

刑法犯検挙率は38.6%で、2006年度の目標に対して154.4%の達成状況となっています。

2004	2005	2006
A	A	A



### 5 分析

- 3年間の目標の達成率を平均すると136.8%となっており、目標を大幅に上回る実績を上げています。
- 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の制定と相まって、県民が不安を感じる身近な犯罪に対して、検挙と抑止の両面から警察の総合力を発揮するとともに、地域ボランティア、関係機関・団体などの自主防犯活動への支援と地域安全情報の積極的な提供に努めたことなどにより、身近な犯罪がなく安心してくらせる地域づくりが進められています。

#### ▼刑法犯認知件数の推移

本県の2002年の刑法犯認知件数は、戦後最多の190,173件を記録し、検挙率も19.2%と過去最低の水準となりました。県警察では、危険水域にある治安情勢に対し歯止めをかけ県民の不安を解消するため、2003年を「治安回復元年」と位置づけ、各種の取組みを積極的に推進しました。その結果、刑法犯認知件数は、2003年から4年連続で減少しています。



### 6 課題

- この3年間の評価では目標を達成することができましたが、子どもが被害者となる事件や社会を震かせる重要な特異な事件が多発し、さらには、振り込み詐欺などの匿名性の高い知能犯罪が県民の不安を増幅させている現状にあることから、今後とも、これらの犯罪の抑止と検挙を強力に推進する必要があります。
- また、各種犯罪が多発傾向にある地域・地区などを対象とした警察基盤の整備や、自主防犯ボランティア活動の拡大及びネットワーク化を支援することなどにより、犯罪発生の総量を抑制し、県民が安全で安心してくらせる地域社会の実現に向けた取組みを推進していく必要があります。

### 7 2007年度を初年度とする総合計画に向けた対応

- 引き続き身近な犯罪あるいは県民の体感治安に大きな影響を与える重要犯罪等、各種犯罪の抑止や交通事故防止対策を強化するとともに、各種犯罪が多発傾向にある地域・地区などを対象として、警察基盤を整備する一方、防犯意識のさらなる向上や自主防犯ボランティア活動の拡大及びネットワーク化を図り犯罪発生の総量を抑制します。
- また、犯罪から子どもを守る対策の強化や、的確な情報分析による組織犯罪実態の解明と歓楽街を中心とした暴力団等の資金源の排除に向けた取締りを徹底します。このほか、犯罪被害者等への支援施策を総合的に推進します。

## 10 安全で安心な食の確保

〔保健福祉部〕

### 1 プロジェクトの概要

生産から消費まで、県民の生活に欠かせない食の安全が確保され、子どもから高齢者まで安心して食生活を楽しむことができるよう、取り組んできました。



食の安全・安心シンポジウム

### 2 3年間の取組みの概要

消費者や生産者、食品事業者の意見交換を促進するための県民会議やシンポジウムなどを開催するとともに、食の安全にかかる検査データの情報提供を進めました。

また、生産者、食品事業者の自主的な取組みの促進による安全・安心な食の確保に加え、消費者の関心が高い食品添加物、残留農薬などに関する検査及び大規模食品安全事故を防止するための大規模施設監視指導の強化に努めました。

### 3 2006年度の取組み

- 食の安全確保システムの構築及び食に関する情報提供・意見交換の促進 として、神奈川県食の安全・安心県民会議を2回開催するとともに、かながわ食の安全・安心シンポジウムを開催し、情報や意見の交換を行ったほか、かながわ食の安全安心基礎講座、食の安全・安心相談ダイヤルやホームページなどにより情報提供に努めました。
- 生産者・食品事業者の自主的な取組みの促進による安全・安心な食の確保 として、食品表示ウォッチャーの人数を40名から50名に増やすなど、食品表示の監視を強化するとともに、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境保全型農業の実践団体との協定締結に努め、4団体と協定を締結しました。
- 製造・流通段階における食品の検査及び監視の強化 として、食品添加物、残留農薬などの検査を充実するとともに、大規模な食品調理施設や食品製造施設の監視指導を強化しました。

#### \*県民ニーズ・意見などへの対応\*

安全・安心な食を確保するための県の施策を取りまとめた「かながわ食の安全・安心の取組み(平成18年度版)」において、県民から要望のあった用語集を作成しました。

また、食の安全・安心に関する知識と理解を深めたいと考えている県民の要望に応えるため、新たに「かながわ食の安全・安心基礎講座」を3回開催したほか、相談ダイヤルの周知や、ホームページの内容充実による最新情報の迅速な提供に努めました。

こちらをご覧ください

#### かながわの食の安全・安心ホームページ

☞ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seikatueisei/anzen/index.html>

### ●目標の達成状況●

### 4 3年間の評価

目標を達成しました 😊😊

2004～2006年度の衛生検査の検体数及び大規模施設の監視指導については、2006年度から藤沢市が保健所設置市となり県の所管地域が減少したこと考慮すると、実質的に目標を達成しています。また、衛生検査の検体数の増加など検査体制を強化しましたが違反食品は全体の0.3～0.4%程度にとどまっていること、生産者、事業者の自主的な取組みを促進する体制が継続されたことなどから、十分に効果を上げることができたとして、😊😊と評価しました。

#### 〔目標〕 添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの衛生検査の検体数※(単年度)

消費者の関心が高い食品添加物、残留農薬などの検査について、2002年度の検体数(4,869検体)を2006年度までに約1,000検体増やすことを目標として設定しました。

衛生検査の検体数は5,810で、2006年度の目標に対して96.8%の達成状況となっています。

2004	2005	2006
A	A	B



#### 〔目標〕 大規模施設(食品の調理・製造)の監視指導数※(単年度)

大規模食品安全事故を防止するため、2002年度の監視指導数(2,973施設)を2006年度までに約1,000施設増やすことを目標として設定しました。

大規模施設(食品の調理・製造)の監視指導数は3,407で、2006年度の目標に対して85.1%の達成状況となっています。

2004	2005	2006
A	B	B



### 5 分析

- 2004～2006年度の衛生検査検体数の達成率を平均すると100.9%で、目標を達成しました。
- 2004～2006年度の大規模施設監視指導数の目標達成率を平均すると94.2%ですが、全体の対象施設のうち約17%を占める藤沢市が2006年度から保健所を設置したことにより、所管地域の施設数の減少を考慮すると、2006年度の目標は3,300施設程度となり、この場合の目標達成率は約103% (2004～2006年度を平均すると約100%)となるため、実質的には目標を達成しました。なお、神奈川県内では大規模な事故や深刻な健康被害の発生はなかったことから、監視指導の強化が食品安全性確保に寄与していると考えられますが、ノロウイルスなどによる食中毒などの発生が認められることから、今後も監視指導の強化と県民への啓発が必要です。
- 「平成17年度食の安全・安心シンポジウム」におけるアンケートの実施結果においても、県に対して食品の検査や監視指導の充実強化を要望すると回答した人が51.4%、情報提供の充実を要望すると回答した人が47.2%で、多くの県民がこれらの充実強化を望んでいます。

### 6 課題

- 安心して食生活を楽しむために、科学的根拠に基づく正確な情報提供を含め、食の安全に関する情報提供を充実し、消費者の安心を確保していくことが求められています。
- 食の安全を確保するため、検査や監視指導などに引き続き取組むとともに、事業者の自主的な取組みを促す必要があります。

### 7 2007年度を初年度とする総合計画に向けた対応

- 引き続き神奈川県食の安全・安心県民会議や基礎講座の開催、情報誌の発行などにより、食の安全・安心に関する情報提供・意見交換を促進します。
- 安全・安心な食を確保するために、引き続き生産者・食品事業者の自主的な取組みを促進します。
- 製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実を図ります。

※

添加物、残留農薬などの衛生検査の検体数及び大規模施設(食品の調理・製造)の監視指導数の目標値については、計画を策定した2004年3月時点で保健所を設置していた横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市を除く地域を対象とした。なお、2006年度から藤沢市が保健所を設置しています。

## 11 消費者被害の未然防止と救済

(県民部)

### 1 プロジェクトの概要

消費者が取引に関する知識を持ち、悪質な事業者を指導するための広域的なネットワークが整備されることで、消費者被害の未然防止が図られ、また、消費者被害救済の制度も充実することにより、安心して消費生活を送ることができます。



市町村との共催による消費者啓発講座

## ※ NPO

Non-Profit Organization  
(民間非営利団体)の略。  
この白書では、「ボランタリーアクション」を行なう特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)及び法人格を持たない団体をいいます。

### 2 3年間の取組みの概要

悪質商法に対する事業者指導を強化するため、近隣4都県で「四都県悪質事業者対策会議」を設置し合同で広域的な被害に対応しました。さらに、市町村と連携し県域全体で消費生活相談体制の充実を図るとともに、相談者の利便性向上のため、NPO\*と協働して週末電話相談を実施しました。

また、架空請求や高齢者を狙った悪質リフォームなど緊急な課題に対しては、迅速にキャンペーンや特別相談を実施し被害未然防止や救済に努めたほか、福祉関係者等への「高齢者見守り出前講座」を実施するなど、NPO等と連携・協働して、講座の開催や啓発資料の充実に取り組みました。

### 3 2006年度の取組み

- 悪質事業者指導のための新たなネットワークづくりと取締りの強化 として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県の連携に加え、静岡県を含む5都県による事業者指導の実施など、広域的に活動する悪質事業者に対する指導・処分に積極的に取り組みました。
- 民間活力の導入による消費者被害救済のしくみづくり として、引き続きNPOと協働して、平日に相談できない県民のための週末電話相談を実施したほか、消費生活相談員の人材育成のための研修を行いました。
- 高齢者・若年者などへの消費者啓発の充実 として、特に被害に遭いやすい高齢者と若者に対し、市町村やNPOなどと連携・協働して情報提供や啓発に努めたほか、高齢者と接する機会の多い福祉関係者などの団体等を対象に、高齢者の見守りと注意喚起のための出前講座を開始しました。また、かながわ中央消費生活センターのホームページを立ち上げ、悪質商法等に関する注意情報や相談事例などの情報提供を開始し、被害の未然防止と啓発に努めました。

#### \*県民ニーズ・意見などへの対応\*

悪徳業者が巧妙化し次々と新たな手口が出現する中で、悪質商法に関する情報提供への県民ニーズが高いことから、相談事例等を活用してホームページで迅速に注意喚起を行いました。また、高齢者の消費者被害の増加を踏まえ、福祉関係者等を対象に、被害未然防止や早期発見のための「高齢者見守り出前講座」を実施するなど、消費者被害の未然防止と救済に向けた取組みの強化を図りました。

こちらをご覧ください

#### かながわの消費生活

⇒ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/index.html>

#### かながわ中央消費生活センター

⇒ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/chuou/index.html>

#### 内閣府 消費者の窓

⇒ <http://www.consumer.go.jp/>

### ●目標の達成状況●

### 4 3年間の評価

ほぼ目標を達成しました 😊

【目標】悪質事業者に対する指導及び取締りの強化と被害拡大の防止

### 5 分析

- 消費者被害が広域化し、県域を越えた対応が必要となっていますが、全国に先駆けた近隣4都県による対策会議の設置などにより、広域的に活動する悪質事業者に対して、他の自治体と合同して指導を実施する体制づくりを進めました。
- 2004年度に急増した架空請求トラブルに対しては、キャンペーンの実施や、記者発表等を通じた県民へのいち早い情報提供などに取り組みました。これにより、架空請求に関する消費生活相談は2004年度には68,760件ありましたが、2005年度には24,657件に減少しました。
- 悪質な訪問販売による住宅リフォーム工事や布団類の販売など、判断力が衰えがちな高齢者を狙った悪質商法が後を絶たない状況にあり、高齢者の消費者被害の割合が増加しています。これに対応するため、高齢者と接する機会の多い福祉関係者などの団体等を対象に2006年度から「高齢者見守り出前講座」を開始して、被害の未然防止を図っています。
- 2005年度からNPOと協働で実施した「週末電話相談」は、1日平均21件の相談があり、内訳は、20歳代から40歳代の相談が全体の約7割を占め、また、相談者の約6割が給与生活者であったことから、平日に相談できない県民の利便性の向上につながったと考えられます。

#### ▼消費生活相談件数及び事業者指導件数の推移

県や市町村が実施している消費生活相談の件数は2004年度に急増しましたが、県や市町村の取組みにより、2005年度には前年度比35.4ポイント減少しました。また、特定商取引に関する法律や県条例に違反している事業者に対して行った指導件数は、相談件数の急増を受け2004年度に増加しましたが、2005及び2006年度は、ほぼ2003年度の水準となっています。

図1 消費生活相談件数の推移



図2 事業者指導件数の推移



### 6 課題

- 消費者被害の未然防止と救済については、多様化・巧妙化している悪質商法に対応するため、県域全体での消費生活相談体制の充実や、民間団体と協働・連携した被害救済支援体制の充実、悪質事業者への指導の強化を図るとともに、自ら判断し行動できる自立した消費者の育成に向けて、消費者教育を充実強化していく必要があります。

### 7 2007年度を初年度とする総合計画に向けた対応

- 複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、学校における消費者教育をはじめとした生涯にわたる消費者教育や消費生活相談体制の充実、消費者被害救済支援体制の充実、悪質事業者への指導の強化などの取組みを進めます。
- 特に、かながわ中央消費生活センターの広域的・専門的な相談機能の強化などにより、市町村と連携して県域全体における相談体制の充実に取り組みます。

## 12 大規模地震に備えた対応力の強化

〔安全防災局〕

### 1 プロジェクトの概要

地域防災力の向上や広域連携体制の充実などが進み、大規模地震が発生した際にも被害を最小限に止めることができる、災害に強い安全なまちづくりを進めました。



八都県市合同防災訓練の様子

### 2 3年間の取組みの概要

通信インフラである新たな防災行政通信網の整備を進め、災害時情報対策の強化を進めています。

また、県立学校などの耐震化や「総合防災センター」などにおける救助用資機材などの整備を行い、災害時活動拠点などの機能強化を図りました。

さらに、「市町村地震防災対策緊急支援事業」を実施し、地域防災力の向上を図るとともに、国や他自治体との合同防災訓練の実施や首都圏の八都県市<sup>※1</sup>による「広域防災プラン（震災編）」の策定などにより広域連携体制を充実強化しました。

### 3 2006年度の取組み

- 災害時情報対策の強化 として、新たに整備する防災行政通信網（地上系、衛星系）のうち地上系の整備工事を進めました。
- 災害時活動拠点などの機能強化 として、総合防災センターや県内3か所にある広域防災活動備蓄拠点などについて、救助用資機材や食糧などの備蓄を行いました。また、済生会横浜市東部病院の施設整備に対し助成を行い、災害医療拠点病院の施設整備を促進したほか、県立高校改革推進計画による再編整備と整合を図りながら、県立学校の耐震化対策を実施するとともに、三ツ境養護学校の耐震補強工事を実施しました。
- 地域防災力の向上と広域連携体制の充実 として、20億円の予算を確保して、市町村の地震防災対策に対して財政支援を実施するとともに、国及び首都圏の八都県市や山梨県、静岡県、神奈川県の三県による合同防災訓練を実施しました。

#### \*県民ニーズ・意見などへの対応\*

「地震災害に備え総合的な取組みを進めて欲しい。」というご意見をいただきましたが、県は、引き続き、神奈川県地域防災計画に、県、市町村、民間事業者などの取り組むべき対策など必要な事項を定め、地震防災対策のさらなる充実強化に向けた総合的な取組みを進めていきます。

こちらをご覧ください

#### 災害に備えて

☞ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/saigai.html>

#### 東海地震とその対策

☞ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/taisaku/taisaku.htm>

#### 八都県市帰宅支援ホームページ

☞ [http://www.8tokenshi-bousai.jp/info/info\\_04.html](http://www.8tokenshi-bousai.jp/info/info_04.html)

#### ※1 八都県市

埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県、横浜市、川崎市、  
千葉市、さいたま市

### ●目標の達成状況●

### 4 3年間の評価

ほぼ目標を達成しました 😊

設備の老朽化や周波数帯移行などの課題を踏まえた新たな防災行政通信網の整備、県立学校などの耐震化、「市町村地震防災対策緊急支援事業」の実施、「八都県市広域防災プラン」の策定や合同防災訓練の実施などの取組みにより、総じて大規模地震に備えた対応力の強化が図られたことから、予定していた事業は概ね進展したとして、😊と評価しました。

〔目標〕 大規模地震が発生した際にも対応できるよう、地域防災力の向上や広域連携体制の充実などに取り組みます。

### 5 分析

- 災害時情報対策の強化として、災害に強い新たな防災行政通信網の整備を2008年度の完成に向け、2005年度から進めました。このうち、有線専用回線を使用する地上系の通信網については、2007年度に稼動します。
- 県立高校改革推進計画による再編整備と整合を図りながら、県立学校の耐震化を順次実施したほか、災害医療拠点病院の耐震化など施設の整備を進めました。
- 「市町村地震防災対策緊急支援事業」を実施し、市町村が行う応急活動体制や自主防災組織の強化などに係る事業を支援し、地域防災力の向上を図りました。
- 首都圏の自治体で協力して対応する必要がある大規模地震に備えて、2004年度に首都圏の八都県市で「広域防災プラン（震災編）」を策定したほか、国及び八都県市や山梨県、静岡県、神奈川県の三県による合同防災訓練を実施し、広域連携体制を充実強化しました。

#### ▼県内における公共施設の耐震化率の状況<sup>※2</sup>

大規模地震に対する対応力の強化の一つの目安である、県内における公共施設の耐震化率の状況（2006年度実績）については76%で、2003年度実績より1.7ポイントの増加となっています。



### 6 課題

- 災害時情報対策の強化については、災害時応急対策をより的確に行うことができるよう、災害情報の収集・伝達が迅速・的確に実施でき、県民への情報提供も視野に入れた高機能な災害情報管理システムの導入が必要となっています。
- 災害時活動拠点などの機能強化については、県立学校改革推進計画による再編整備と整合を図りながら、引き続き県立学校の耐震化を進めるとともに、災害医療拠点病院についても、引き続き耐震化などの施設整備を進める必要があります。
- 地域防災力の向上と広域連携体制の充実については、「市町村地震防災対策緊急支援事業」や国、他自治体、関係機関などとの合同防災訓練などの取組みを着実に推進していく必要があります。

### 7 2007年度を初年度とする総合計画に向けた対応

- 神奈川では、東海地震、神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘され、首都直下地震の発生も懸念されていることから、これまでに引き続き、災害時情報対策の強化、災害時活動拠点などの機能強化、地域防災力の向上と広域連携体制の充実に係る取組みを着実に推進するとともに、民間住宅などの耐震化を促進し、大規模地震に備えた対応力の強化を図っていきます。
- さらに、今後はこれらの取組みに加え、被害軽減目標などを明示する「神奈川県地震防災戦略（仮称）」を策定し、市町村や関係機関などと一体となった、より効果的かつ効率的な地震防災対策を推進します。

#### ※2 県内における公共施設の耐震化率の状況

地方自治体（県及び市町村）が所有する公共施設（総数）の耐震化率（改修計画を含む）を掲載しました。